○財務省令第八十号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、並びにたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号ト中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

別紙様式第十七号中「母子及び寡婦福祉法第6条第3項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項」に改める。

別紙様式第二十号中「母子及び寡婦福祉法第6条第3項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

○財務省令第八十一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十三条第六項及び第八項の規定に基づき、並びに同法及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三百九十三条第五号中「含む。以下同じ。）」の下に「、地方法人税」を加える。

第三百九十六条第一号中「及び」を「、地方法人税及び」に改め、同条第三号及び第四号中「法人税及び」の下に「地方法人税並びに」を加える。

第四百四十七条第十二号、第四百六十八条第四号及び第五号、第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第四号及び第五号中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える。

第五百二十八条第二号中「及び」の下に「地方法人税並びに」を加える。

第五百三十条第一号、第二号及び第四号中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える。

附則第四十七項を次のように改める。

47　当分の間、第三百九十三条第五号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第三百九十六条第一号中「地方法人税及び」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税及び」と、同条第三号及び第四号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第四百四十七条第十二号、第四百六十八条第四号及び第五号、第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第四号及び第五号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第五百二十八条第二号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第五百三十条第一号、第二号及び第四号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」とする。

附　則

1　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

2　調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「の法人税」の下に「及び地方法人税」を加える。

第二項第一号中「規定する法人税」の下に「及び地方法人税」を、「連結所得に対する法人税」の下に「及び当該法人税に係る地方法人税」を加え、「及び当該法人税」を「並びに当該法人税及び地方法人税」に改める。

3　附則第三項を次のように改める。

当分の間、第一項第一号及び第二項第一号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第二項第一号中「及び当該法人税に係る地方法人税」とあるのは「、当該法人税に係る地方法人税及び復興特別法人税」とする。

○文部科学省令第三十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行に伴い、及び国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十四条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

文部科学大臣　下村　博文

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第四号中「第十条第一項」を「第十条第三項及び第十四条第一項」に改め、同項第十号中「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律施行規則第一条の項中「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練等に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律施行規則第一条」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一条第一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第一号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
経済産業大臣　小渕　優子
国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の表群馬用水施設緊急改築事業の項の次に次のように加える。

群馬用水緊急改築事業	群馬用水緊急改築事業の対象である施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣
利根導水路大規模地震対策事業	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（利根大堰に限る。）	農林水産大臣及び国土交通大臣
	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）に限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣
	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）に限る。）	厚生労働大臣及び農林水産大臣
	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（秋ヶ瀬取水堰に限る。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣